

暴力団排除に関する誓約書

下記1の市発注契約（以下「本件契約」という。）の締結に当たり、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）を遵守し、暴力団を利用することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約します。

なお、発注者がこの誓約書の写し及び下記2(3)の情報を所轄の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供すること、発注者が警察署長に下記2(1)に関して意見照会すること並びに警察署長から得た情報を発注者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は外郭団体等を含む市関係部局が共有することについて同意します。

記

1 契約の名称 _____

（契約締結日 年 月 日）

2 誓約事項

- (1) 受注者は、姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる者（以下「排除対象業者」という。）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 受注者が前号のほか、本件契約約款の暴力団の排除に関する措置の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- (3) 発注者が、受注者が排除対象業者に該当するのか否かを確認するために、その役員等（要綱第2条第7号に規定する役員等をいう。）の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、受注者は速やかに必要な情報を発注者に提出すること。
- (4) 受注者は、本件契約の履行に伴い、排除対象業者から妨害その他の不当な手段による要求を受けたときには、発注者に報告するとともに警察署長に届け出て、捜査上必要な協力をすること。

年 月 日

（宛先）姫路市長

（受注者）
住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名
代表者名 〕

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○ 姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第7条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利すこととならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（抄）

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 第3条第2号から第4号までに規定する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員 法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用者をいう。
- (7) 役員等 法人等にあっては、役員その他経営に実質的に関与している者又は相当の責任の地位にある者をいい、個人にあっては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。
- (8) 下請契約等 建設工事等の一部について締結される請負契約（請負契約が数次にわたるときはその全ての請負契約を含む。第10号において同じ。）、再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をいう。
- (9) 共同企業体 姫路市建設工事の共同企業体取扱要綱（昭和59年10月25日制定）の規定に基づき設立された共同企業体をいう。
- (10) 下請負人等 下請契約等の相手方のうち、請負契約の請負人及び再委託契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方をいう。

（契約の相手方からの排除）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者（当該者を構成員としている共同企業体を含む。以下「排除対象業者」という。）を、建設工事等の契約の相手方としてはならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等としている者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる行為
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為